家畜衛生だより



令和4年度第1号(めん羊・山羊) 令和4年4月発行

南 部 家 畜 防 疫 協 議 会 (公社) 千葉県畜産協会千葉県南部家畜保健衛生所〒296-0033 鴨川市八色52電話 04(7092)1434

新年度挨拶 所長挨拶

平素より家畜保健衛生所業務に御理解御協力を頂き、御礼申し上げます。このたび南部家畜保健衛生所長を拝命した市沢と申します。よろしくお願いいたします。今年度も、家畜伝染病発生情報や皆様へのお知らせを「家畜衛生だより」として送らせて頂きますので御一読下さるようお願いします。

まず、牛の検査についてですが、今年度はいすみ市・南房総市・袖ケ浦市・館山市の該 当地区で、ヨーネ病定期検査を実施しますので御協力をお願いいたします。

養鶏について、令和2年度に県内で続発した高病原性鳥インフルエンザですが、昨年度も県内で3事例の発生がありました。環境省が全国で実施している死亡野鳥の検査で陽性事例が散発していることや、この4月には青森県の肉用鶏飼養農場で発生が確認されるなど、今後も農場への侵入防止に向けた取組の継続が非常に重要です。

養豚については、昨年末宮城県での豚熱発生を受け、疫学関連農場とされた県内6農場で防疫措置を実施しました。豚熱ワクチン接種に関しては、家畜防疫員による接種に加え知事認定獣医師による接種体制も整い、県下全域で追加接種を継続しております。しかしながら、関東近県でも野生いのししの陽性事例が後を絶たず、4月13日には茨城県石岡市の1000頭規模養豚場で豚熱の発生があるなど、依然として予断を許さない状況です。

家畜伝染病から農場を守り、感染拡大を防止するため、家畜飼養者の皆様には引き続き 飼養衛生管理基準各項目の遵守徹底、万一に備えた埋却地の確保等と共に、家畜・家きん に異常があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に御連絡下さるようお願いいたしまして、 簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

令和4年度南部家畜保健衛生所 新体制



所長 市沢 三香 **次長** 江森 格*



衛生指導課

石川 課長 首子 智子 主杳 平川 沙樹* 専門員 佐藤 主任技師 小髙 宏貴 土肥 世生* 技師 阿部 久瑠美 技師

防疫課

課長 田中 なほ子 専門員 矢嶋 真二 技師 高貫 秀幸* 技師 山口 敦子 技師 後藤 花菜

転出者

江森美香、瀧口由貴、大矢美帆、谷水友也

*転入者

18ヶ月齢以上のめん羊・山羊が死亡した場合

またはTSE※が疑われる症状を呈した場合は、

『TSE検査』が必要です!

※TSEとは、「伝達性海綿状脳症」のことで、めん羊・山羊、鹿などで発症します。 めん羊・山羊のスクレイピー、鹿の慢性消耗性疾患が含まれ、神経系の異常を特徴と する法定伝染病です。

令和4年4月1日から、めん羊・山羊が死亡した際 に検査が必要な月齢が<u>18ヶ月齢以上</u>となりました。

変更前

令和4年3月31日まで 12ヶ月齢以降



変更後

令和4年4月1日から

<u>18ヶ月齢以降</u>

参考:家畜伝染病予防法

死亡した場合(<u>18ヶ月齢以上</u>)や、下記のような症状が見られた場合(全月齢)は、南部家畜保健衛生所までご連絡ください。

めん羊・山羊→脱毛、体の痒み、麻痺、異常歩行、発育不良、無気力化 鹿→体重減少、つまずき、震え、無表情、唾液の増加、嚥下困難、食欲不振、 渇きと排尿過剰、歯ぎしり、頭位異常、耳の下垂

令和4年度 定期報告書 未提出の方へ

定期報告書の提出をお願いします!

家畜を飼養している方は、**毎年、農場ごとに、2月1日時点の**家畜の飼養頭羽数、飼養 衛生管理状況を、県に報告することが義務づけられています。

まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、お手数ですが以下の提出期限までに ご提出をお願い致します。

【提出期限】

<u>牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし</u> 4月15日まで <u>鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう</u> 6月15日まで

千葉県南部家畜保健衛生所 鴨川市八色52

TFI 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。